

## 森町産後ケア事業について

### 【種類】

産後ケア事業の種類		利用時間	内容	利用可能施設
①短期入所型	お母さんと赤ちゃんが病院や助産所に一緒に宿泊し、サービスを受けるタイプ。	基本、利用開始日の午前10時から翌日の午後6時までの1泊2日以上。 (0時から24時を1日とする。)	・お母さんの健康管理 (こころやからだの健康チェック、食事等の生活全般のアドバイス)	・聖隷浜松病院(浜松市) ・木村産婦人科 産後ケアセンタートハウス(掛川市) ・中東遠総合医療センター(掛川市) ・和助産院(磐田市) ・お茶畑助産院(袋井市) ・ティアラウィメンズクリニック(掛川市) ・アザレアベルクリニック(掛川市) ・ふくろいマタニティクリニック(袋井市) ・ことみレディースクリニック(浜松市)
②通所型(個別)	お母さんと赤ちゃんが病院や助産所に一緒に通院(所)し、サービスを受けるタイプ。	1日	基本、利用日の午前10時から午後6時までの8時間以内。  ・授乳相談 ・乳房のケア(乳房マッサージ) ・沐浴等の育児相談	・聖隷浜松病院(浜松市) ・木村産婦人科 産後ケアセンタートハウス(掛川市) ・和助産院(磐田市) ・お茶畑助産院(袋井市) ・ティアラウィメンズクリニック(掛川市) ・アザレアベルクリニック(掛川市) ・ふくろいマタニティクリニック(袋井市) ・ことみレディースクリニック(浜松市)
		半日	基本3時間以内。  ・赤ちゃんの体重測定等の健康チェック ・赤ちゃんの発育発達に関する相談 など	・聖隷浜松病院(浜松市) ・木村産婦人科 産後ケアセンタートハウス(掛川市) ・和助産院(磐田市) ・お茶畑助産院(袋井市) ・アザレアベルクリニック(掛川市) ・ティアラウィメンズクリニック(掛川市) ・ことみレディースクリニック
③居宅訪問型	自宅に助産師さん等に来てもらい、サービスを受けるタイプ。	基本3時間以内。		・中東遠総合医療センター(掛川市) ・HINA助産院(袋井市) ・にじのいえ助産院(袋井市) ・木村産婦人科 産後ケアセンタートハウス

※宿泊型、デイサービス型(1日)の利用時間は共に10時から18時までです。短時間になっても料金は変わりません。

### 【利用可能施設ごとの自己負担額】

※令和8年4月1日時点

実施機関	住所	連絡先	1日当たりの自己負担額 (町民税課税世帯の場合)				利用可能月齢	備考
			宿泊型	通所型(1日)	通所型(半日)	居宅訪問型		
聖隷浜松病院	浜松市中央区住吉町2-12-12	(053)474-2222	15,500円	5,600円	620円	-	12か月 (※4か月以降要相談)	
木村産婦人科 産後ケアセンター トハウス	浜松市中央区東三方町94-3	053-543-4135	8,000円	5,300円	4,000円	2,000円 (※訪問は浜松市に限る)	12か月 (※復帰以降要相談)	NICU退院後の育児支援 夫・きょうだいの宿泊可(有料) 赤ちゃん同窓会・託児室有
ことみレディースクリニック	浜松市浜名区東美蘭678	053-589-5000	9,000円	5,300円	4,000円	-	12か月 (※4か月以降要相談)	出産にて受診歴のある方のみ可
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	(0537)-2223	12,500円	-	-	-	1か月	出産した方のみ可
アザレアベルクリニック	掛川市上西郷239-1	0537-62-1300	7,500円	2,500円	1,000円	-	2か月	
ティアラウィメンズクリニック	掛川市杉谷南一丁目19-5	0537-61-3031	14,200円	6,300円	1,650円	-	4か月	出産した方のみ可
ふくろいマタニティクリニック	袋井市方丈6丁目10-27	0538-41-2121	12,500円	5,500円	-	-	4か月	
お茶畑助産院	袋井市豊沢2158-3	090-8457-5480	15,500円	12,500円	6,000円	-	4か月	
HINA助産院	袋井市高尾町13-16	080-3074-5199	-	-	-	3,500円	12か月	
にじのいえ助産院	袋井市萱間1004-1	090-9338-5593	-	-	-	3,500円	12か月	
和助産院	磐田市大久保733-37	(0538)38-0031	15,500円	8,500円	2,000円	-	宿泊型4か月 通所型12か月	
NPO法人 産前産後の 子育て訪問サポート いっつわ	掛川市高御所46-1	090-7048-4789	-	-	-	4,000円	12か月	

※自己負担額は変更になる場合があります。

※産後ケアの事業内容以外に別途必要なケアを行った場合や、利用施設のオムツ等を使用した場合は、1日当たりの自己負担額にそれらの金額を併せた金額が、利用施設より請求されます。居宅訪問型については、別途交通費が請求される場合があります。

※多胎の追加料金は、健康こども課へお問い合わせください。

※町民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は、自己負担額が変わりますので、健康こども課へお問い合わせください。